

新ひだか町立静内第三中学校の部活動に係る基本方針

令和7年(2025年)4月1日策定

1 活動方針策定の趣旨等

本校は、学校教育目標等を踏まえ、「新ひだか町部活動ガイドライン(令和7年1月)」に則り、「新ひだか町立静内第三中学校の部活動に係る基本方針」(以下、「本方針」という。)を策定する。

(1) 部活動の位置付け

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により学校教育の一環として行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。同好の生徒が顧問(教員や指導員)の指導の下、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。また、部活動の様子の観察等を通じて生徒理解を高めることができる等の教育的意義も高い活動である。

(2) 部活動の意義

部活動は、各学校の教育課程での活動や取組と結びついて、学校教育が目指す資質・能力の育成を実現する役割の一端を担っているものである。部活動の意義は以下のように押さえる。

- 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図る。
- 生徒自身が活動を通して自己肯定感を高める。
- 部活動を通じ、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養を図る。
- スポーツ・文化・科学・芸術等に親しむことを通じ、その楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を送るための資質や能力を育てる。
- 体力向上や健康増進、心の成長を育む。

以上の意義を踏まえ、部活動の様子を観察することを通して、生徒理解を深めることができる。それをより効果的・合理的に取り組むためには、学校全体として教員が部活動の意義を押さえた上で、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校には、次の部活動を設置する。

- 野球部、サッカー部、バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、吹奏楽部。

(2) 活動計画及び活動実績の作成・提出

- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画、活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、「活動方針」「活動計画」「活動全般及び大会出場等に要する経費等に関する資料」を提示し、保護者・生徒の理解を得る。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な部を設置する。
- 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り部活動ごとに複数の顧問を配置する等、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう考慮する。
- 各部活動においては、生徒指導の視点に立った運営に努め、部活動や生徒の状況等を交流する場を定期的に設ける。

(4) 効率的・効果的な活動推進のための取組

- 部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度等の環境の変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。

(1) 活動時間

- ① 原則、1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校休業日では3時間程度とする。
- ② 平日の活動時間については、5～9月は午後6時まで、10～4月は午後5時までとする。
※準備・片付けの時間は、活動時間に含めなくてよい。
※合同チーム等の練習場所への移動時間は活動時間に含めなくてよいが、長時間の移動を伴う場合については、休養の設定に留意する。

(2) 休養日

- ① 「新ひだか町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づき、原則、週2日（平日1日、土日1日）以上を設定した上で、年間累計休業日を121日以上とする。

- ② 大会やコンクールへの参加等で、週末又は祝日に活動する場合は、休養日を平日に振り替える。
- ③ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。
- ④ 定期試験 1 週間前及び定期試験中の部活動は原則禁止する。
- ⑤ 長期休業中の休養日は課業日の扱いに準ずるが、長期休業の趣旨を鑑み、部活動以外の多様な活動もできるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 参加する大会等

- 学校行事と大会やコンクールの日程が重なった場合は、学校行事を優先する。
- 生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう、次の条件を満たすものとする。
 - ・町教育委員会が移動手段（スクールバス等）を確保してくれるもの
 - ・現地集合・現地解散が可能なもの

(4) 非常変災等の対応

- 上記(1)(2)の扱いに関わらず、非常変災における対応については、「新ひだか町立静内第三中学校危機管理マニュアル」を原則とする。

4 部活動の充実に向けて

(1) 運営上の留意事項

- 「指導のガイドライン」や各種競技・種目団体の作成する指導の手引き等を基に、効果的・合理的な指導に努めるとともに、生徒に過度な肉体的負荷を貸したり精神的負荷を与えたりする等がないよう配慮する。
- 会計の取扱いについては、本校の私費会計の取扱いの規定に基づいて保管・運用する。

(2) 保護者・地域との連携

- 保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら取り組めるよう環境づくりを進める。

(3) 障がいのある生徒の部活動の充実

- 部活動を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。